

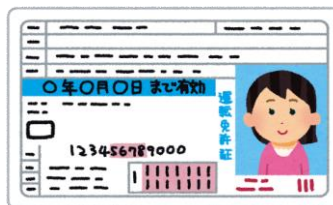
## 本人確認書類について

\* 在留カードに係る諸申請において、**代理人・取次者**の方は、顔写真付きの身分証明書を持参するようにしてください。

\* 有効期間が切れている本人確認書類はご利用いただけません。

### ■ 顔写真付きの本人確認書類の例

- ・ 運転免許証
- ・ 学生証（顔写真付き）
- ・ 旅券
- ・ マイナンバーカード
- ・ 在留カード
- ・ 特別永住者証明書
- ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き）
- ・ その他、国若しくは地方公共団体の機関が発行した本人確認証で顔写真付きのもの。



### ■ 上記の顔写真付きの本人確認書類を所持していない場合

\* 顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、通常の本人確認書類をご持参ください。

\* なお、例として以下のものが挙げられます。

- ・ 被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険）
- ・ 共済組合員証又は年金証書（国民年金、厚生年金、船員保険）
- ・ 共済年金証書又は恩給証書
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 学生証
- ・ 法人が発行した身分証明書（国、地方公共団体が発行したものを除く。）。
- ・ 国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書。
- ・ その他（高齢受給者証、子供医療・母子家庭等医療等の受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証明書、住民基本台帳カード（顔写真無し）など）